

県総合運動公園の指定管理者

香川県総合運動公園について、香川県総合運動公園及び香川県立総合水泳プール指定管理者評価委員会での評価結果を踏まえ、総合的に判断した上で、候補者を選定し、令和4年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 申請団体数

1 団体

2 申請期間

令和4年9月9日から令和4年9月20日まで

3 指定管理者

いくしまスポーツチャレンジ共同体

構成員 代表 穴吹エンタープライズ(株) (高松市古新町)
美津濃(株) (大阪市中央区)
香川県造園事業協同組合 (高松市鬼無町)

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (5年間)

5 評価委員会における評価結果

申請者から提出された書類の確認やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式により評価した。

(1) 評価基準

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	(確保されない場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、利用促進、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性、魅力的な提案の有無 ②利用者に対するサービスの向上 ③施設の利用促進への取組み	2.5
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①当該施設の管理運営に係る県の経費 申請者からの提案額アと最低提案額イにより評価する。 <計算式> 【申請者の点数】 = 25 × イ / ア ②実現の可能性	2.5
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②人的能力 (管理運営組織) ・物的能力 (経営基盤) ③申請者の安定性・信頼性 ④申請者の取組み姿勢 ⑤個人情報 の適正な取扱いの確保 ⑥関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	2.0
(5) 申請者がスポーツ教室等を中心とする自主事業等を実施する能力を有していること。	1.5

①人的能力・物的能力 ②申請者の安定性・信頼性 ③スポーツ教室等の実績・県総合運動公園にふさわしいスポーツ教室等 自主事業の計画	
(6) 地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること。	
①県内に本店または主たる事務所を有する法人等であるか。	(確保されない場合は、失格)
②県内雇用の確保等 県内からの雇用への配慮 物品の調達における県内事業者への発注予定 役務の調達における県内事業者への発注予定	15

(2) 評価委員会の開催経緯

- ・ 第1回評価委員会 (R4.10.3~10.14)
上記期間中に、各委員に県総合運動公園の概要説明、申請内容等の確認
- ・ 第2回評価委員会 (R4.10.24)
プレゼンテーション、事業計画書の評価

(3) 評価結果

※点数は、評価委員の平均

	いくしまスポーツチャレンジ共同体
得点	83.6

- ・ 評価基準(1)について、平等な利用が確保できるものと評価された。
- ・ 評価基準(2)について、これまで実施してきたサービスを継続するとともに、選手のフォーム改善等に役立つ動画撮影が行えるAIカメラの導入などが提案され、利用者サービスの向上が図られるものと評価された。
- ・ 評価基準(3)について、消耗品費や光熱水費を減額するなど管理経費の節減努力が評価された。
- ・ 評価基準(4)について、現指定管理者としての実績とともに、安定的な財務基盤を有しており、事業計画の内容を安定して遂行できる能力があると評価された。
- ・ 評価基準(5)について、これまでの自主事業に加え、親子で体験できるスポーツイベントや地域のお祭りを協力実施するなど、意欲的な提案がなされた。
- ・ 評価基準(6)について、県内在住者の雇用や県内企業からの物品・サービスの調達確保が提案され、地域経済の活性化につながるものと評価された。

(4) 評価委員会委員 (順不同、敬称略)

	役職名	氏名
委員長	香川県教育委員会教育次長	海津 洋
委員	香川大学教育学部准教授	米村 耕平
委員	香川県女子体育連盟会長	中西 公子
委員	社会保険労務士	菅 昭年
委員	公認会計士	矢野 基樹
委員	香川県教育委員会保健体育課長	宮滝 寛己

6 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

	事業計画	現 行
利用時間	現行どおり	県営野球場 4/1～10/31 9:00～21:00 11/1～3/31 9:00～17:00 県営第2野球場 通年 9:00～17:00 県営テニス場 9/1～4/30 8:00～17:00 5/1～7/19 8:00～19:00 7/20～8/31 7:00～19:00 県営相撲場 9/1～4/30 9:00～17:00 5/1～8/31 9:00～19:00 県営サッカー・ラグビー場 9/1～4/30 9:00～17:00 5/1～8/31 9:00～19:00 県営第2サッカー・ラグビー場 9/1～4/30 9:00～17:00 5/1～8/31 9:00～19:00 多目的広場 通年 9:00～17:00
休業日	現行どおり	12月29日～翌年1月3日
主な利用料金	現行どおり	県営野球場 基本施設（アマチュア、一般、入場料徴収なし、9～17時） 15,580円 基本施設（プロ、入場料徴収あり） 入場料の最高額の300倍 附属施設・スコアボード（9～17時） 5,530円 夜間照明（アマチュア、1/2点灯） 17,690円/時間 県営第2野球場 基本施設（アマチュア、一般、9～17時） 12,430円 県営テニス場 基本施設（一般、9～17時） 2,820円 県営相撲場 基本施設（専用、土俵及び練習土俵、一般、9～17時） 3,130円 県営サッカー・ラグビー場 基本施設（アマチュア、一般、入場料徴収なし、9～17時） 10,740円 基本施設（プロ、入場料徴収あり） 入場料の最高額の300倍

		県営サッカー・ラグビー場 基本施設（アマチュア、一般、9～17 時） 8,540 円
県からの年間委託料	（指定予定期間中の平均） 110,955 千円	（指定期間（平成30年4月～令和5年 3月）の平均） 95,774 千円

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

次期指定管理業務には県営野球場・県営第2野球場のグラウンド整備業務を追加した。

(2) その他利用者サービス向上策

- ・一部施設で導入済みの無料 Wi-Fi サービスの拡大を図る。
- ・熱中症予防のための移動式ミスト扇風機の導入。

(3) 経費節減策

- ・更衣室、シャワー室に節水装置を取付ける。
- ・運営スタッフによる軽微な修繕のセルフ実施を行う。